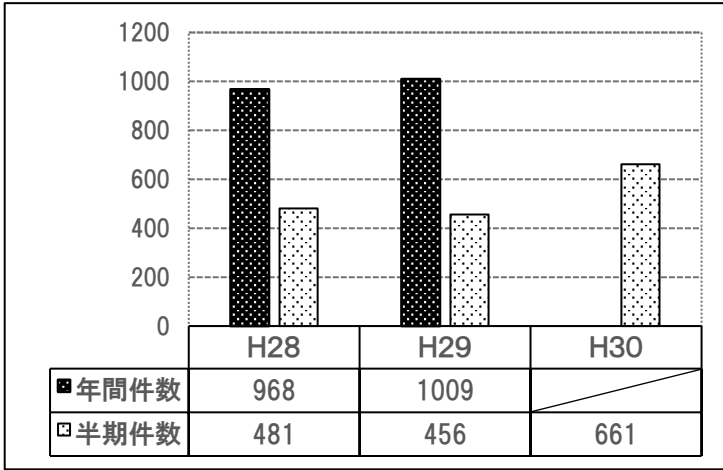




消費者トラブル注意報

フツとかいな

【図1】草津市相談件数



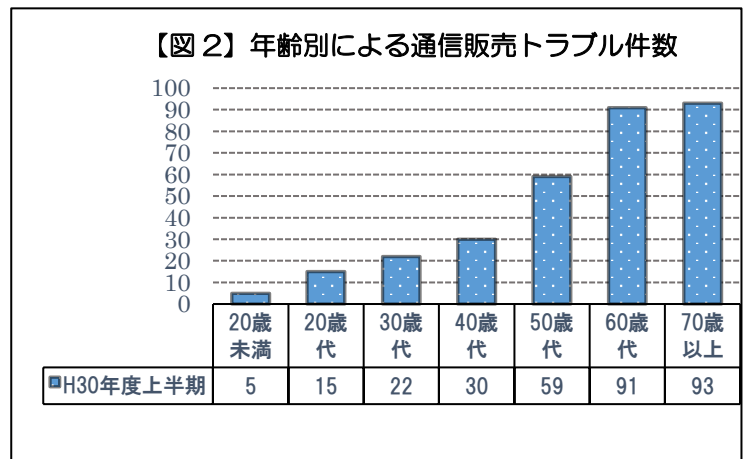
上半期相談内容の中で多いのが「通信販売」による契約でした。年齢によって、通信販売で契約する商品やサービスの違いはありますが、どの年齢層が通信販売で多くのトラブルを抱えているのかは【図2】の表の通りです。

20歳未満で購入した商品やサービスの主なものは「靴」「痩せるサプリ」「出会い系サイト」「アダルトサイト登録料」などで、20歳代以降になると、「情報商材」「仮想通貨」「バイナリーオプション」など、SNSから「簡単に儲かる」と誘われて、多額の金銭を支払ってしまったとの相談が加わっています。また今年度4月以降、SNS等の広告で「スマホをタップするだけでお金が稼げる」などとうたう事業者を信じ、請求されるままお金を支払ったが一向に稼げないという被害報告も出ています。50歳代後半からは「架空請求」に関わる相談が圧倒的に多く、「訴訟」や「強制執行」

消費生活センターでは、事業者と消費者の間で起こった契約に関するトラブルのご相談をお受けしています。

【図1】は過去3年間の年間相談件数と上半期相談件数（H30は上半期のみ）です。グラフを見ると今年度上半期は、昨年度同時期に比べ、200件程度増加しているのが分かります。この増加の原因は「架空請求ハガキ」や「架空請求メール」の相談が増加したことです。

【図2】年齢別による通信販売トラブル件数



「給与や動産不動産の差し押さえ」などの「騙し文句」に慌てさせ、連絡してきた消費者からお金をだまし取る手口です。



販売形態の多様化により、お店に出向かなくても商品やサービスの契約ができる等、私たちの生活は益々便利になる反面、通信販売契約をめぐる消費者トラブルも多く見受けられるようになってきました。海外の通販サイトやオークションサイトなど、契約先も日本国内とは限らなくなっています。通信販売で契約する時は「特定商取引法に基づく表示」をしっかりと確認し、運営会社の連絡先や返品、解約等の内容で不審な点があった場合は、契約を急がないことが大切です。

通信販売で契約する際のPOINT！

